

第七回議院会議委員会議録 第二十一号

昭和二十五年三月三十日(木曜日)

午前十一時二分開議
出席委員

委員長

淺利 三朗君

理事内海

安吉君 (理事江崎)

理事会

角榮君 (理事内藤)

理事砂間

一良君 (理事森)

井手

光治君

越智

茂君

西村

英一君

八百板

正君

増田

連也君

深澤

義守君

委員外の出席者

西畠 正倫君

専門員

田中 義一君

同月二十九日

委員田中織之進君辞任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十日

委員前田榮之助君及び小松勇次君辞任につき、その補欠として中崎敏君及び村瀬宣親君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

石狩町、苫小牧市間の運河地帶開発等に関する陳情書(北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外十九名)(第六四九号)

国土開発法又は地方開発法制定促進に関する陳情書(福島県知事大竹作磨外四十九名)(第六九三号)

道路、河川、港湾の改修整備に関する陳情書(東京都港区芝西久保田町三十五番地全国町村議長会長齊)

第一類第十六号 建設委員会議録第二十号 昭和二十五年三月三十日

藤邦雄(第六九四号)
治山、治水並びに土地改良事業の徹底的実施に関する陳情書(東京都港区芝西久保田町三十五番地全国町村議長会長齊藤邦雄)(第六九六号)

議長会長齊藤邦雄(第六九六号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
北海道開発法案(内閣提出第一二八号)に関する申入れの件

○浅利委員長 これより会議を開きます。

北海道開発法案に関する件を議題といたします。本案に關しましては、昨日内閣委員会との連合審査会を開会いたし、審議をいたして参つたのであります。この際本案に対する当委員会の態度を決定いたしたいと思います。本案に対する御意見はありませんか。

○田中(角)委員 北海道開発法案に関しまして、昨日内閣委員会との合同審議を開いたのであります。この法案の主委員会は内閣委員会であることは申すまでもありません。しかしこの法案に対して、當委員会といたしましても重大なる関心を持つものであります。よつてすみやかに総合国土開発法案の提出を求める、北海道開発法案と両々相まって、國土の復興に寄与されるよう特別の考慮を拂われない。

○砂間委員 私はただいまの田中委員の御提案に対しまして、希望條件をつけて賛成するものであります。

北海道開発法案に対しましては、昨日これが開通法であるところの総合の意見を求めましたところ、當委員会の考へているような意見を政府が目下持つておられ、早急に国会に提案する運びであるという答弁であります。

国土開発法の提出に対し、官房長官の意見を求めましたところ、當委員会の考へているような意見を政府が目下持つておられ、早急に国会に提案する運びであるといふ答弁であります。

○浅利委員長 本件は、この開発計画の具体的な内容が何ら明示されておりませんのでこの法案は非常に不十分であるという関係から、日本内閣委員会との連合審査会におきまして、この案の内容について種々関係政府委員に質問したのであります。しかし、この案の内容につきまして、まだ突然たらざるもののが多々あるのであります。たゞ、北海道開発計画が北海道開発計画を立てまして、そうしてそれを國の開発各省が実施して行くというのがこ

閣委員会に対しまして、この法律案審議に関し、次のような申入れをいたしました。

たしかがかと思うのであります。その案文を朗讀いたします。

[朗読]

北海道開発法案に関する申入れ

事項

内閣委員会において目下審査中の北海道開発法案については、当建設委員会の総合的意見は次の通りであるから、議案審査にあたつては、十分しんしゃくせんことを要望する。

北海道開発法案に関する件を議題といたします。本案に關しましては、昨日内閣委員会との連合審査会を開会いたし、審議をいたして参つたのであります。この際本案に対する当委員会の態度を決定いたしたいと思います。本案に対する御意見はありませんか。

○田中(角)委員 北海道開発法案に關しまして、昨日内閣委員会との合同審議を開いたのであります。この法案の主委員会は内閣委員会であることは申すまでもありません。しかしこの法案に対して、當委員会といたしましても重大なる関心を持つものであります。よつてすみやかに総合国土開発法案の提出を求める、北海道開発法案と両々相まって、國土の復興に寄与されるよう特別の考慮を拂われない。

○砂間委員 私はただいまの田中委員の御提案に対しまして、希望條件をつけて賛成するものであります。

北海道開発法案に対しましては、昨日これが開通法であるところの総合の意見を求めましたところ、當委員会の考へているような意見を政府が目下持つておられ、早急に国会に提案する運びであるといふ答弁であります。

○浅利委員長 本件は、この開発計画の具体的な内容が何ら明示されておりませんのでこの法案は非常に不十分であるという関係から、日本内閣委員会との連合審査会におきまして、この案の内容について種々関係政府委員に質問したのであります。しかし、この案の内容につきまして、まだ突然たらざるもののが多々あるのであります。たゞ、北海道開発計画が北海道開発計画を立てまして、そうしてそれを國の開発各省が実施して行くのがこ

の法案の建前になつておるのであります。しかし先ほど

中委員の御提案にもありましたように、総合国土開発法案も提出されないときに、北海道開発法だけを單独法として切離してやるといふようなことは、国全体の総合的、統一的な開発という趣旨にも反しますので、田中委員の提案に賛成するものであります。

○浅利委員長 ただいま砂間君の御意見もござつともな点がありますが、それは砂間君の党の方の関係もあります。よしから、内閣委員会の方にも直接その御希望をなさるようになされた方が適当かと存じます。

ただいまの田中委員の御意見に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅利委員長 御異議なしと認め、内閣委員会に申入れることに決しました。その手續は委員長の方でいたしましたから御了承願います。

暫時休憩いたします。

午前十一時九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十五年四月二十日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所